

## 法人税実務事例検討

## 懇親会の参加人数を誤って会議費と 会計処理した場合の税務処理について

E Y 税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

### 本事例における留意点

懇親会の参加人数を誤り、「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」に該当するものとして会議費と会計処理していた懇親会の費用は、法人税の確定申告書で交際費等に加算することになる。

### 事 例

当社（資本金 5,000 万円）は法人税の申告書を作成作業中に、得意先等を招いて開催した懇親会の費用が 1 人当たり 5,000 円以下であることから会議費として会計処理されていたものについて、内容を精査したところ、懇親会の前の会議に参加した人数を懇親会の参加人数と誤って記載しており、実際に懇親会に参加した人数では 1 人当たり 5,000 円超となっており、この会議費は交際費等に該当することが判明いたしました。

ところで、当期の会計処理では会議費として計上されており、その決算修正も難しいところですが、どのように税務処理すればよろしいですか。

(注) 会議の参加者は 100 名でしたが、懇親会の参加者は 62 名でした。

#### 【当社の会計処理】

会議費	498,000 円	／	銀行預金	522,900 円
仮払消費税等	24,900 円			

**I ▶ 本事例における法令等の検討****1 交際費等の範囲**

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、次の費用のいずれかに該当するものを除くとされています（措法 61 の 4 ③、措令 37 の 5）。

- (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- (2) 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用は除きます。）であって、その支出した金額を参加した者の数で除して計算した金額が 5,000 円以下の費用（以下「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」といいます。）
- (3) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- (4) 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- (5) 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

**2 交際費等の範囲から除外する一定の飲食費**

上記 1 (2) の交際費等の範囲から除くものとされている、「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」については、飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用について次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされます（措法 61 の 4 ④、措規 21 の 18 の 4）。

- イ その飲食等のあった年月日
- ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ その飲食等に参加した者の数
- ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- （注） 店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- ホ その他参考となるべき事項

また、一人当たり 5,000 円以下の判定に当たっては、単純に飲食等に要した費用を参加者数で除した金額で行うこととされています。

なお、消費税の取扱いについては、法人が適用する消費税の経理処理に応じて行うこととされており、税抜処理を適用している場合は、税抜金額を参加人数で除した金額で判定することとしています（平成 18 年 5 月国税庁『交際費等（飲食費）に関する Q&A』Q 11）。

## II ▶ 本事例における取扱いの検討

貴社は、得意先等との懇親会の費用について、その懇親会に参加した 62 名ではなく、その懇親会の前の会議に参加した 100 名を懇親会の参加者として「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」に該当するものと判断していました。

しかしながら、実際の参加者の人数である 62 名で懇親会の費用 498,000 円を除いて計算すると、1 人当たり 8,032 円となることから、「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」には該当しません。

そうすると、この懇親会の費用は会議費ではなく交際費として処理することが相当であると考えられますが、貴社において決

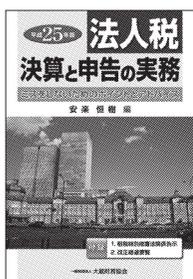
算修正をすることが難しいということであれば、法人税の確定申告書の別表 15『交際費等の損金算入に関する明細書』において、「支出交際費等の額の明細」に会議費のうち交際費等に該当する金額として記載することになります。

その結果、本事例の懇親会の費用 498,000 円は会計処理としては会議費に計上されていますが、法人税の所得金額の計算においては交際費等に該当するものとして、適正な所得金額の計算が行われることとなります。

※ 本誌平成 21 年 6 月 29 日第 6074 号『子会社の役員等との飲食に係る交際費等の取扱い』も参照してください。

## 大蔵財務協会 刊行書籍のご案内

本誌ご購入者は  
定価の 2 割引・送料当会負担



平成  
25 年版

## 法人税 決算と申告の実務 = ミスをしないためのポイントとアドバイス =

安楽 恒樹 編 B 5 判・1690 頁・定価 4,800 円 (本体価格 4,571 円+税)

法人税の重要事項をより詳しく体系的に理解する解説書として、また、決算事務のための実務手引書として幅広く活用できる必携書です。

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3265) 4141 FAX 03 (3264) 0524

〈貴社の申告調整〉

【別表 15】

交際費等の損金算入に関する明細書		事業 年度	25・1・1 25・12・31	法人名	〇〇社		
支出交際費等の額 (7 の 計)	1	10,498,000	円	損金算入限度額 (((1)と(2)のうち少ない金額)× $\frac{90}{100}$ ) 又は(((1)と(2)のうち少ない金額)	3	5,400,000	円
定額控除限度額 (0円又は600万円若しくは800万円)× $\frac{12}{12}$	2	6,000,000		損金不算入額 (1) - (3)	4	5,098,000	
支出交際費等の額の明細							
科 目	支 出 額	交 際 費 等 の 額 か ら 控 除 さ れ る 費 用 の 額		差 引 交 際 費 等 の 額			
		5	6			7	
交 際 費	10,000,000	円		0	円	10,000,000	円
会 議 費	〇〇〇			〇〇〇		498,000	
計						10,498,000	

- (注) 1 交際費として会計処理した金額は 10,000,000 円としております。  
 2 支出交際費等の額 10,498,000 円のうち損金算入限度額 5,400,000 円を超える部分の 5,098,000 円が損金不算入額となります。

〔参 考〕

懇親会に 100 名が参加した場合、懇親会の費用 498,000 円は、1 人当たり 4,980 円となることから、上記 I 2 の「交際費等の範囲から除外する一定の飲食費」に該当するため交際費等から除外されますが、そのためには、下記イからホを記載した書類を保存しておく必要があります。

- イ その飲食等のあった年月日
  - ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
  - ハ その飲食等に参加した者の数
  - ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- (注) 店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- ホ その他参考となるべき事項